
平成 2 3 年 第5回臨時会

上富良野町議会会議録

平成 2 3 年 1 1 月 2 8 日

上富良野町議会

目 次

第1号（11月28日）

○議 事 日 程	1
○出 席 議 員	1
○欠 席 議 員	1
○遅 参 議 員	1
○早 退 議 員	1
○地方自治法第121条による説明員の職氏名	1
○議会事務局出席職員	1
○開 会 宣 告	2
○開 議 宣 告	2
○議会運営等諸般の報告	2
○日程第 1 会議録署名議員の指名の件	2
○日程第 2 会期決定の件	2
○日程第 3 特別職の職員の給与に関する条例及び上富良野町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例	2
○日程第 4 上富良野町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	3
○閉 会 宣 告	5

平成 2 3 年 第 5 回 臨時会

上富良野町議会会議録 (第 1 号)

平成 2 3 年 1 1 月 2 8 日 (月曜日)

○議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名の件
第 2 会期決定の件 11月28日 1日間
第 3 議案第1号 特別職の職員の給与に関する条例及び上富良野町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例
第 4 議案第2号 上富良野町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
-

○出席議員（14名）

1番	佐川典子君	2番	小野忠君
3番	村上和子君	4番	米沢義英君
5番	金子益三君	6番	徳武良弘君
7番	中村有秀君	8番	谷忠君
9番	岩崎治男君	10番	一色美秀君
11番	今村辰義君	12番	岡本康裕君
13番	長谷川徳行君	14番	西村昭教君

○欠席議員（0名）

○遅参議員（0名）

○早退議員（0名）

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

町長	向山富夫君	副町長	田浦孝道君
会計管理者	中田繁利君	教育長	北川雅一君
総務課長	田中利幸君		

○議会事務局出席職員

局長	野崎孝信君	主査	深山悟君
主事	新井沙季君		

午前9時00分 開会
(出席議員 14名)

開会宣告

議長(西村昭教君) 御出席まことに御苦労に存じます。ただいまの出席議員は14名でございます。これより平成23年第5回上富良野町議会臨時会を開会いたします。

開議宣告・議会運営等諸般の報告

議長(西村昭教君) 直ちに、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

議長(西村昭教君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

事務局長(野崎孝信君) 御報告申し上げます。今臨時会は11月25日に告示され、同日議案等の配付をいたしました。

今臨時会に提出の案件は、町長から提出の議案2件であります。

今臨時会の議案説明のため、町長以下関係者の出席を求め、別紙配付のとおり出席しております。以上であります。

議長(西村昭教君) 以上をもって議会運営等諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名の件

議長(西村昭教君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

5番 金子 益 三 君

6番 徳 武 良 弘 君

を指名いたします。

日程第2 会期決定の件

議長(西村昭教君) 日程第2 会期決定の件を議題といたします。お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日間と決しました。

日程第3 議案第1号

議長(西村昭教君) 日程第3 議案第1号特別職の職員の給与に関する条例及び上富良野町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

総務課長(田中利率君) ただいま上程いただきました議案第1号特別職の職員の給与に関する条例及び上富良野町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

特別職の給与につきましては、これまでの厳しい経済状況や地方財政状況を踏まえて、平成21年12月1日より2年間、一定額の引き下げを実施してきたところであり、今月末をもって、その期間が終了するところでありあります。現在のわが国の経済状況は東日本大震災で被災した設備の修復や住宅投資もあって緩やかに増加し、また、震災後に減少した海外在庫の復元もあって若干の持ち直し傾向にあるものの、急激な円高で推移する為替市場や輸出産業への影響、さらにはギリシャの財政危機を発端とした世界的な景気の下振れリスクの懸念等から、わが国の経済は依然として不透明な現状にあります。

一方、本町におきましても、来年度の財政見込みは厳しい経済状況を受けて、町税の減収をはじめ地方交付税においても、概算要求試算額は前年比1.6%減という状況にあり、平成24年度予算においては大幅な財源不足が避けられない見通しであります。

また、今後の財政見通しにおいても、これまでの行財政改革の成果から歳入に見合った歳出構造が確立しつつあるものの、厳しい経済・雇用情勢の中で不安定な状況で推移することに加え、人事院勧告や北海道人事委員会の勧告内容等も考慮し、常勤特別職の給料については、引き続き引き下げの特別措置を講じるために本条例の改正を提案するものであります。

改正内容につきましては、2つの条例の附則において常勤特別職の町長、副町長、教育長の給料月額を平成23年12月1日から、町長任期中の平成24年12月26日までの間、減額するもので、町長は現行75万円を3万円減の72万円に、副町長は現行62万円を2万円減の60万円に、教育長は現行56万5,000円を1

万円減の55万5,000円に改正するものであります。なお、共済費を含めた合計影響額は、年間約110万円となるところであります。

それでは以下、議案を朗読して説明とさせていただきます。

議案第1号、特別職の職員の給与に関する条例及び上富良野町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例。

(特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)。

第1条、特別職の職員の給与に関する条例(昭和35年上富良野町条例第13号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「平成23年11月30日」を「平成24年12月26日」に改める。

(上富良野町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正)。

第2条、上富良野町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例(昭和31年上富良野町条例第18号)の一部を次のように改正する。

附則第4項中「平成23年11月30日」を「平成24年12月26日」に改める。

附則。この条例は、平成23年12月1日から施行する。

以上、説明といたします。御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長(西村昭教君) これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

議長(西村昭教君) ほかにございませんか。なければ、これをもって質疑を終了いたします。討論を省略し、これより議案第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第2号

議長(西村昭教君) 日程第4 議案第2号上富良野町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

総務課長(田中利幸君) ただ今上程いただきました議案第2号上富良野町職員の給与に関する条例等の一

部を改正する条例につきまして提案の要旨を御説明申し上げます。

本年9月に人事院が国家公務員の給与について行いました勧告内容を踏まえ、公務員給与が民間給与を上回る格差を解消するため、本町においても人事院勧告を尊重し所要の改定を行うため、当該条例の改正を提案するものであります。

改正内容の1点目は、官民給与のマイナス格差(平均マイナス0.23%)を解消するため、50歳代を中心に40歳代以上を念頭に置いた、給料表の引き下げ改定を行うものであります。

2点目は、本年4月から11月までの期間に係る官民格差相当分の解消については、本年12月期支給の期末手当で減額調整を行うものであります。

以上の内容を主な改正点として、給与条例の改正をお願いするものであります。

なお、この改正による本年度の給与総額の影響額は、約258万円の減となるところであります。

それでは、以下条文に沿って、要約いたしまして御説明申し上げます。

まず、改正条例第1条は本年12月1日施行で改正を予定する給与条例の内容で、条例別表第1、第2でそれぞれ規定している行政職給料表、看護職給料表の改正を規定するものであります。

次に改正条例第2条は、平成18年4月に実施している給与構造改革時における現給補償対象者の補償額に対して、引き下げ調整を行うよう調整率の改正を規定するものであります。

次に、改正条例の附則規定であります。第1項では、平成23年12月1日から施行する旨を、第2項では、今回の改定で給料の減額対象となる職員の格差解消のため、本年12月期支給の期末手当より調整する特例措置について規定しております。

また、第3項は規則への委任規定であります。

以上で、議案第2号上富良野町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の説明といたします。御審議いただき議決賜りますようお願い申し上げます。

議長(西村昭教君) これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。

4番、米沢義英君。

4番(米沢義英君) 何点か質問させていただきます。

まず、1点目にお伺いしたいのは、近隣町村においては、今回、人事院勧告改定が見送りになったということもありまして、実施されないという自治体もあるというふう聞いておりますが、現時点でわかる範囲でよろしいのですが、この富良野沿線或いは上川管内において、実

施するというような自治体はどれぐらいあるのかという点です。また、同時に仮に実施した場合、今後、給与の格差が当然生まれるという形になります。また、次年度も給与改定が行われれば、その分早めにやった自治体は、さらに格差が広がるという状況になるかというふうに思いますが、そういった部分はどういうふうに対処されるのかということをお伺いいたします。

次にお伺いしたいのは、この40代50代というところが中心になっているかというふうに思いますが、この部分については、だいたい所要額として総体で258万円という形なんです、この部分は比較的給与が高いという話になるかと思いますが、なぜこういった部分が対象になるのか、お伺いしたいと思いますが、と同時に今回の給与改定、国が見送っているわけですから、本来自治体はこれにならなくて見送るべきだと私は考えますが、この点、何故上富良野町は今回給与の改定を行おうとしているのか、私、この点についてどうも納得いくようなものではありません。この間も給与改定という形の中で、引き下げが順次行われてきているという状況になっております。民間の格差という形の中で引き下げるという形になっております。この問題はやはり国の施策が間違っているという点と、一握りの大企業が相当な大もうけをして、下請け単価を切り下げるとい状況の中で、さらに民間の下請け単価・賃金が切り下がり、そして、購買力も高まらないという、悪循環になっているというのが、今の社会の仕組みだというふうに思います。その意味ではこういった流れを断ち切らない限りは、いつまで経っても弱いところにしわ寄せがくるという形になることは明らかなだというふうに思いますが、こういった状況はどのようにお考えなのか、お伺いしておきたいというふうに思います。当然これは職員だけの話ではありません。地域に回る、落ちるお金という部分にも、当然影響が出るわけですから、その分消費購買力も低下するという事は、避けられないという状況にありますので、こういったことも含めれば、きちっと給与体系を維持しながら、生活を補償できる給与体系をきっちり守る。これが自治体においても、守らなければならない、私は役割・義務だと思います。そういった意味で、この間の私の質問に対する答弁を求めたいと思います。

議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

総務課長（田中利幸君） 4番米沢議員の何点かの御質問に私の方からお答えをさせていただきます。

まず、1点目の近隣市町村の状況でございますが、私の知り得ている情報の中では中富良野町、あと当麻町と上富良野町が、だいたいこの3町村になるかなと思いますが、いわゆる人事院勧告を完全実施するところであり

ます。ほかのところは、12月1日施行というところも一部ありますが、だいたい来年1月1日から給料表は見直して、1月1日から実施をするという情報を掴んでいるところでもあります。

また、今回の人事院勧告につきましては、40歳代以上、特に50歳代を中心に給料月額を削減するというような勧告内容になっております。御案内のように人事院勧告制度自体がこの4月1日の民間の給与といわゆる国家公務員の給与月額を比較をして、それらの格差分をいつもは8月末ぐらい、今年については11月末になっていますが、これらを勧告をするという制度になってございます。従いまして、民間給与の特に40歳代以上、大体が中間管理職若しくは管理職に該当するかと思いますが、そこらの格差が特にあるよということの勧告内容になっているところでもあります。民間に実態は特に経済状況も厳しいことから、特に給与の高い管理職等については引き下げしてくる現状にあるというふうに認識しているところでございます。

国が今回、御案内のように大震災の財源を捻出するための国家公務員の給与削減、いわゆる平均7.8%と言われておりますが、その中に人事院勧告の0.23%を内包しているというふうに、今議論をしているところでもあります。私どもにおきましては人事院勧告はこの長い歴史の中でプラスの時もマイナスの時も、いわゆる官民格差を埋める制度として、これまでも実施をしてきた経過でございますので、国が今後どのような形で決着をするかは別問題として、しっかり官民格差を埋めることをすることが町民にとって期待されることであろうというふうに考えて、今回実施をするものであります。

また、最後の質問であります。大企業が一定程度のもうけがあるのに、それらをいわゆる下請けに転嫁する。こういう、いわゆる資本主義社会の中で当然あり得ることではありますが、いずれにしても人事院勧告は50人以上の給与実態を反映するという制度になってございますので、いわゆる地域購買力も上富良野においては自衛官も含めて公務員が相当数おりますので、地域購買力は間違いなく低下することが、一方ではあることは止むを得ませんが、地域購買力を下がることを原因にして、役場の給与をそのままに置いておくという、こういうことを選択肢にはなかなかならないというふうに考えたところであります。以上であります。

議長（西村昭教君） 4番、米沢義英君。

4番（米沢義英君） 改定するしない自治体、当然出てきているわけですから、こういった部分での格差が当然生じますから、その部分はどうするのかという点、私は聞きもらしたのかもかもしれませんが、確認しておきたいと

思います。まず、実施する自治体もあれば、実施しない自治体もあるという形の中で、不透明な状況にあるという状況であります。何よりも私は、今回の震災ということも含めて、従来から公務員給与の改定等においては、いろんな内包している問題、いわゆる国が行ってきた官民格差是正と言いながら、一方で規制を緩めて、ほんの一握りの企業には優遇税制を行いながら下請け単価をどんどん引き下げるといような、こういう流れを、これは国の問題でありますから、地方自治体にも影響を及ぼす問題で、行為いた問題を根本的に是正しない限り、最低賃金も上がったとはいえ、まだまだ低いという、自治体が、状況が見受けられます。そういう意味では、私は、40代50代に至っても婚前期が遅れているという状況もありまして、学校へ子どもさんを通わせている、通学させているとか、そういう状況も考えれば、私は引き下げるべきではないと思います。これは特別職の給料改定とは違って、特別職は政策的に自らの意思の下で、減額要素、今回されましたが、しかし、職員の生活を補償するという意味では全然内容を異にする問題だと思いますので、私は今回の給与改定というのは実施すべきでないと思いますが、町長、この問題等について、どのようにお考えなのか伺いたします。

議長（西村昭教君） 副町長、答弁。

副町長（田浦孝道君） 4番米沢議員の御質問に私の方からもお答えさせていただきたいと思います。詳しくは総務課長の方から説明をさせていただいたところでございます。

非常に経済の状況につきましては、全国的に非常に停滞感が強まっているわけでありまして。このような中で公務員の給与水準を、どうあるべきかについては、登壇な議論があつてしかるべきだと思いますし、現に自治体の財政状況に応じては国がどうであろうと他の自治体がどうであろうと、独自削減している自治体も現実に相当数出てきている状況にございます。議員がおっしゃられるように、従前は地方公務員につきましても国準拠というように原則で地方公務員の給与水準も成り立ってきたわけでありまして、非常に経済動向見ますと国、地方それぞれ特に地方においても、それぞれ横一線だということでございますので、それらについては、それぞれの財政事情に応じて、地方自治体が当事者意識を発揮する中で、この条例として決められているわけでございます。

従いまして、町も法律に基づいて他の自治体の給与水準のあり方についても十分参考にしながら、町の職員の給与のあり方について、あるべき姿を創り上げていくことになるとは思います。この人事院勧告制度につきまし

ても、議員が御承知のとおり労働基本権の制約の代償として成り立ってわけでございますので、そういう現状での人事院から国家公務員の給与水準について、あるべき姿が勧告されたわけでございますので、勧告の趣旨に沿ってやるのが、今、現下のあるべき姿かなと思つて、この議案、条例改正案を上程させていただいたところでございます。他の自治体におきましても、いろんな動きがございますので、と言いつつ多くが国なり、北海道で言えば北海道の人事委員会の勧告の内容を参考にしながら、4月1日時点での勧告内容を完全実施するのか、若しくは以後の部分についてやるのかについては、先ほども言いましたように、もうすでに給与のあり方についてはなかなか横並びでないといような実態から、それぞれが各々当事者意識を発揮してなされているというふうに理解してございます。私どもは繰り返しになりますが、現下のそういう制度を十分参考にしながら、あるべき姿がこの提案させていただいている内容であるべきだといふふうに考えて、上程させていただいてございますので、十分ご理解をいただきたいと考えているところでございます。

議長（西村昭教君） ほかにございませんか。なければ、これをもって質疑を終了いたします。討論を省略し、これより議案第2号を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

議長（西村昭教君） 起立多数であります。よつて本件は、原案のとおり可決されました。

以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は、全部終了いたしました。

閉会宣告

議長（西村昭教君） これにて、平成23年第5回上富良野町議会臨時会を閉会といたします。

午前9時29分 閉会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なる事を証するため、ここに署名する。

平成 23 年 11 月 28 日

上富良野町議会議長 西村 昭 教

署 名 議 員 金 子 益 三

署 名 議 員 徳 武 良 弘